

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 11 | 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

瑞穂町は、保育所等の利用者負担に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他事態の発生によるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を十分認識するとともに、当該リスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

瑞穂町長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 子ども・子育て支援に関する事務 |
| ②事務の概要 | 子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法、瑞穂町保育関連要綱等に基づき、教育・保育施設利用者の支給認定管理、負担額算定・徴収、給付費支給事務を行うものである。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 ①支給認定 ②入所協議及び審査 ③利用者負担額算定及び徴収 ④給付費支給 |
| ③システムの名称 | 子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」、WizLIFEシステム(住民記録・宛名管理・住民税システム)、R-STAGE(新福祉総合システム) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 保育台帳ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 9、127の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17、155の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉部子育て応援課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 企画部総務課文書法制係 電話(042)557-7495(直通) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 福祉部子育て応援課保育・幼稚園係 電話(042)557-8658(直通) |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="radio"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|--|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面(データベースの入力、申請書等の保管、申請書等の廃棄等)においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 | [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 瑞穂町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針、瑞穂町情報セキュリティポリシー、瑞穂町が保有する個人情報等管理規程等に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、職員に対し教育研修を実施しており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|-----------------------|
| 平成29年12月4日 | 1. 関連情報・5. 評価実施機関における担当部署 | 福祉部福祉課長 高橋 幹夫 | 福祉部福祉課長 横沢 真 | 事後 | 異動のため |
| 平成29年12月4日 | II しいき値判断項目:1. 対象人数:いつの時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成29年10月1日時点 | 事後 | 時点修正のため |
| 平成29年12月4日 | II しいき値判断項目:2. 取扱者数:いつの時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成29年10月1日時点 | 事後 | 時点修正のため |
| 平成30年5月30日 | 1. 関連情報・5. 評価実施機関における担当部署 | 福祉部福祉課 | 福祉部子育て応援課 | 事後 | 組織改正のため |
| 平成30年5月30日 | 1. 関連情報・5. 評価実施機関における担当部署 | 福祉部福祉課長 横沢 真 | 福祉部子育て応援課長 横沢 真 | 事後 | 組織改正のため |
| 平成30年5月30日 | 1. 関連情報・8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 福祉部福祉課児童係 電話(042)557-7624(直通) | 福祉部子育て応援課保育・幼稚園係 電話(042)557-8658(直通) | 事後 | 組織改正のため |
| 令和1年6月20日 | 様式に「IV リスク対策」を追加 | | 評価書記載のとおり | 事前 | 様式が変更されたため |
| 令和2年10月27日 | ③システムの名称 | 子ども・子育て支援システム「こあら」 WizLIFEシステム(住民記録・宛名管理・住民税システム) | 子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」 WizLIFEシステム(住民記録・宛名管理・住民税システム) | 事後 | 評価の再実施による修正 |
| 令和2年10月27日 | 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 企画部総務課法制係 電話(042)557-7495(直通) | 〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 企画部総務課文書法制係 電話(042)557-7495(直通) | 事後 | 評価の再実施による修正 |
| 令和2年10月27日 | II しいき値判断項目:2. 取扱者数:いつの時点の計数か | 平成29年10月1日時点 | 平成32年10月1日時点 | 事後 | 評価の再実施による修正 |
| 令和3年9月24日 | ③システムの名称 | 子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」 WizLIFEシステム(住民記録・宛名管理・住民税システム) | 子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」 WizLIFEシステム(住民記録・宛名管理・住民税システム)、R-STAGE(新福祉総合システム) | 事前 | システムを新しく導入するため |
| 令和3年9月24日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | 法律が改正されたため |
| 令和7年1月10日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させざる作業、11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 評価書記載のとおり | 事後 | 令和6年10月1日から様式が変更されたため |
| 令和7年1月10日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第8項、第9、4項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 9、127の項 | 事後 | 番号法が改正されたため |
| 令和7年1月10日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 番号法第19条第8号 別表第二の第13項、第116項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、155の項 | 事後 | 番号法が改正されたため |
| 令和7年1月10日 | II しいき値判断 1. 対象人数及び2. 取扱者数 | 令和2年9月1日 | 令和6年10月1日 | 事後 | 時点修正のため |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |